

【建築物の外壁に設ける有機系断熱材・外装材の取扱いについて】

令和元年6月28日に国交省指導課長名で発信されました（国住指第18号）の指導内容（もしくは参考情報）は、高層建築物を対象にしており、原則3階以下（16m以下）で施工することになっている日本金属サイディング工業会に係る商品は、対象に含まれませんのでご連絡いたします。なお、その他の見解などについては、加盟各社の情報提供をご参照ください。

私どもは、今後とも国交省のご指導には万全の対応を進めてまいります。どうぞ宜しくご理解を賜りたくお願い申し上げます。

日本金属サイディング工業会
若尾 直